

入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、垂井町契約規則（昭和 6 1 年垂井町規則第 2 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 8 日

垂井町長 早野博文

1 一般競争入札に付する事項

(1) 発注者	垂井町土地開発公社
(2) 工事名	梅谷地区工場用地造成工事
(3) 工事場所	不破郡垂井町 梅谷・敷原 地内
(4) 工事概要	工場用地造成工事 1 式 土工（掘削工 V=68,500m ³ 、運搬工 V=58,400m ³ 、盛土工 V=80,500m ³ 、構造物土工 V=4,960m ³ ）、法面工（法面整形工 A=4,610m ² 、植生工 A=4,940m ² ）、擁壁工（擁壁工 V=272.4m ³ 、置換工 V=420m ³ ）、排水工（N=1 式 L=2,404m）、用水路工（N=1 式）、調整池工（N=1 式）、仮設道路工（N=1 式）、道路工（N=1 式）、植栽工（N=1 式）、付帯工（N=1 式）、防災工（N=1 式）、構造物撤去工（N=1 式）、雑工（N=1 式）
(5) 工期	契約締結の日から令和 10 年 3 月 23 日まで
(6) 予定価格	金 741,286,700 円（消費税及び地方消費税額を含む）
(7) 最低制限価格	無
(8) 調査基準価格	有
(9) その他	① 本工事は、提出資料及び入札書等を電子入札システムにて提出すること。 ② 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。 ③ 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）での共同施工とする。

2 契約条項を示す場所 垂井町役場 総務課管財係

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事は、共同企業体による事後審査型条件付き一般競争入札とする。入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 共同企業体の代表構成員の資格

- ア 岐阜県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づき設置された本店があること。
- イ 公告日における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式工事における総合評定値（P）が 1,000 点以上あること。
- ウ 本工事に従事する技術者については以下の要件を満たした者を専任配置できること。
 - （ア）監理技術者は一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - （イ）官公庁が平成 23 年度以降に発注した土木一式工事について、元請として主任（又は監理）技術者もしくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の第2構成員の資格

- ア 岐阜県内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
- イ 公告日における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式工事における総合評定値（P）が700点以上あること。
- ウ 本工事に従事する技術者については以下の要件を満たした者を専任配置できること。
 - （ア）主任技術者は一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - （イ）官公庁が平成23年度以降に発注した土木一式工事について、元請として主任（又は監理）技術者もしくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

(3) 共同企業体の第3構成員の資格

- ア 垂井町内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
- イ 公告日における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式工事における総合評定値（P）が500点以上あること。
- ウ 本工事に従事する技術者については以下の要件を満たした者を専任配置できること。
 - （ア）主任技術者は二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - （イ）官公庁が平成23年度以降に発注した土木一式工事について、元請として主任（又は監理）技術者もしくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体の構成員数は3者とし、(1)に規定する代表構成員としての資格を満たす者と、(2)に規定する第2構成員としての資格を満たす者及び(3)に規定する第3構成員の資格を満たす者による自主結成とする。
- イ 共同企業体の構成員各々の出資比率は、代表構成員が50%以下、第2構成員が30%以上、第3構成員が20%以上とする。
- ウ 代表構成員は、出資比率が最大の者とする。

4 入札日程

手続等	期間・日時	方法・場所等
設計図書等の閲覧	令和8年5月8日（金）午前9時から 令和8年5月22日（金）午後4時まで	垂井町ホームページにおいて閲覧すること。
質問の受付・回答	令和8年5月8日（金）午前9時から 令和8年5月15日（金）午後4時まで （注1）	質問は、質問書（様式3）を作成し、電子メールにより提出すること。（注2） 回答は、質問受付期間終了後、垂井町ホームページにて公開する。
共同企業体入札参加申請、入札参加資格審査申請書等の受付	令和8年5月8日（金）午前9時から 令和8年5月22日（金）午後4時まで （注1）	電子入札システムによる。入札参加申請は、共同企業体の代表構成員のICカードにより申請すること。 以下の提出書類については、総務課管財係まで持参により提出すること。 <提出書類> ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（注3）

		イ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1） ウ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式2） エ 委任状 オ 誓約書
入札参加資格確認通知書の発行	令和8年5月27日（水）	電子入札システムによる。
入札書の受付	令和8年5月28日（木）午前9時から 令和8年6月1日（月）午後4時まで （注1）	入札書及び工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
開札	令和8年6月2日（火）午前10時から	電子入札システムによる。
入札参加資格確認資料の提出	令和8年6月4日（木）午後4時まで	入札参加資格確認申請書等を総務課管財係まで持参により提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（注3）
落札決定	申請書類の提出があった日の翌日から起算して2日以内（注1）	電話等により通知

（注1）土曜日、日曜日を除く。

（注2） somu@town.tarui.lg.jp

（注3）垂井町事後審査型条件付き一般競争入札要綱掲載の様式に基づき作成すること。なお、同要綱記載の様式については、入札要件等の記載内容に適合するよう必要に応じて修正し、使用すること。

5 契約条件等に関する事項

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 入札保証金 | 免除 |
| (2) 契約書作成の要否 | 要 |
| (3) 契約保証金 | 垂井町契約規則の規定による。 |
| (4) 垂井町土地開発公社理事会の議決 | 有 |
| (5) 前払金の有無 | 有 |

6 担当課

区分	担当課	電話番号等	住所
入札担当課 契約担当課 申請受付担当課	垂井町役場 総務課管財係	Tel:0584-22-1151(内線207) Fax:0584-22-5180	〒503-2193 不破郡垂井町宮代2957番地の11 垂井町役場2階

工事担当課	垂井町役場 都市計画課都市計 画政策係(垂井町土 地開発公社事務局)	Tel:0584-22-7521(直通)	〒503-2193 不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11 垂井町役場 1 階
-------	---	----------------------	--

7 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、垂井町契約規則その他関係法令及び「事後審査型条件付き一般競争入札の共通事項について」の定めるところによる。
- (2) 本工事は、債務負担行為に係る契約（複数年度にわたる契約）とする。
- (3) 下請業者の選定並びに工事材料等を購入する場合は、垂井町内に事業所を有する者の中から選定するよう努めること。（特記仕様書第 10 条参照）